

## 長南町制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長南町が発注する建設工事又は製造の請負及び業務委託(以下「建設工事等」という。)において実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する一般競争入札について、電子入札により制限付き一般競争入札を実施することに関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領に規定する一般競争入札の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が1億円を超える建設工事等。
- (2) 設計金額が1億円未満で、長南町建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)が必要と認めた建設工事等。

(入札参加者の資格要件)

第3条 入札参加者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長南町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者で、千葉県又は長南町から指名停止措置あるいは指名除外を、入札の公告の日から入札(開札)日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は建設工事等の入札(開札)日の前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その種類又は性質により、入札に参加する者の資格を定めたときは、当該資格を有すること。

(資格要件の決定)

第4条 当該建設工事等の資格要件は、審査会の意見を聴いて町長が決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 入札に関する公告は、施行令第167条の6及び長南町財務規則第127条第1項の規定により、ちば電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)内の入札情報サービスへの掲載により公告を行うものとする。

(設計図書等の公表)

第6条 設計書、仕様書、図面及び実施に関する条件等並びにその他参考図書（以下「設計図書等」という。）は電子調達システムにより公表する。

(資格確認の申請)

第7条 入札に参加を希望する者（以下「参加申請者」という。）は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な添付資料（以下「資格確認資料」という。）を公告で定められた方法により、申請期限までに提出しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の規定により資格確認資料の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ公告で定められた方法により、参加申請者に受理を伝えるものとする。

(入札参加者の決定)

第8条 入札参加者は、第3条に規定する公告の入札参加条件を満たした者全員とする。ただし、申請書を受理した日から開札日までの間、公告した入札参加条件を満たさない事実があった場合等特別な事由があるときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 契約担当課長は、工事担当課長と協議し、提出された参加資料に基づき、制限付き一般競争入札参加希望業者一覧を作成し、町長の承認を得なければならない。

(確認結果の通知)

第9条 町長は、前条の規定により、入札参加資格の有無について決定したときは、速やかに一般競争入札参加資格確認結果通知書（電子調達システム）により通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第10条 前条の規定により、資格が無いと通知された者のうち異議ある者は、通知の日から3日以内に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができるものとする。

2 契約担当課長は前項の説明を求められた場合は、説明を求められた日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(秘密の保持)

第11条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者へ返還せず、また公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札結果は、契約締結後に電子調達システムにより公表するとともに、契約担当課において閲覧に供する。

(その他)

第13条 入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした場合は、長南町建設工事請負業者等指名停止措置要領により指名停止を行うことがある。

2 落札者の決定後、契約締結までの間に、当該落札者が入札参加に必要な資格を満た

さなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

3 この要領に定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月19日から施行する。